

北海道善行賞審査基準

(平成26年6月4日一部改正)

第1 障がい者自立活動者の表彰

1 趣旨

この表彰は、障がい者であって自らその障がいを克服し、現在自立した日常生活又は社会生活を営み、社会活動に参加するなど他の障がい者の模範とするに足りると認められる者に対して行う。

2 被表彰者の範囲

障害者基本法第2条に定める障がい者であって、よくその障がいを克服し、現在自立した日常生活又は社会生活を営み、社会活動に参加するなど他の障がい者の模範とするに足りると認められる者で、次の各号に掲げる条件を満たすものであること。ただし、過去において、障がい者自立活動者として知事の表彰を受けたことがあるものは除く。

- ア 年齢が原則として40歳以上であること。
- イ 一般就労又は日中活動などに従事していること。

第2 障がい者自立支援功労者の表彰

1 趣旨

この表彰は、永年にわたり、障がい者の自立と社会参加に尽力し、その功績が特に顕著であると認められる者に対して行う。ただし、過去において、障がい者自立支援功労者として知事の表彰を受けたことがあるものは除く。(障がい者自立活動者として知事の表彰を受けたものは差し支えない。)

2 被表彰者の範囲

永年にわたり、障がい者の自立と社会参加に尽くした功績が特に顕著であると認められる者で、次の各号に掲げる条件を満たすものであること。

- ア 民間人として障がい者の自立と社会参加に10年以上従事していること。
- イ 年齢が原則として50歳以上であること。

第3 被表彰者の推薦

総合振興局長等又は市長若しくは関係団体の長は、次の表に掲げる区分ごとの人数を推薦すること。

ただし、該当者がいない場合はこの限りでない。

推薦主体	表彰区分	障がい区分	推薦人数
総合振興局長等 市長	障がい者自立活動者	身体障がい者	1名
		知的障がい者	1名
		精神障がい者等	1名
関係団体(障がい者関係関係団体等)の長	障がい者自立支援功労者	身体障がい者	1名
		知的障がい者	1名
		精神障がい者等	1名